

別添 1

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-217」を「別紙1-218」に改める。

第5条中「別紙1-217」を「別紙1-218」に改める。

第11条中「令和45年10月2日」を「令和45年7月13日」に改める。

第14条中「別紙1-217」を「別紙1-218」に改める。

別紙1-180、別紙1-211から別紙1-217を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県いわき市好間町 から
福島県双葉郡広野町 まで

(ロ) 延 長 26.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	100	26.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

123, 285 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 123, 282 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(北千葉JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道 水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市堀ノ内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道464号線 (北千葉道路)	千葉県市川市堀ノ内	平面接続	北千葉ジャンクション (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

132, 441 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

161, 087 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 153, 342 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道勇払郡占冠村字上トママから北海道上川郡清水町字清水まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

- (イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字上トマム から
 北海道上川郡清水町字清水 まで
 (なお、事業着手する区間については北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までとする。)

- (ロ) 延長 20.9 キロメートル (3.2キロメートル)
 ※()内は北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までを表す。

(3) 工事方法

- (イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

- (ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	100	20.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル(土工部)

4.50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

52,000 百万円(消費税込み)

(うち、北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までの工事予算 24,000百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 3年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 |

(なお、上記については北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までの工事の着手及び完成の予定年月日を表す)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,962 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29,582 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線

(岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岩手県北上市和賀町煤孫 から
岩手県和賀郡西和賀町大渡 まで

(ロ) 延 長 21.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫 から 岩手県和賀郡西和賀町大渡 まで	80	21.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岩手県北上市和賀町煤孫 から 岩手県和賀郡西和賀町大渡 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル(土工部)

3.00 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

98,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 3年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

120,082 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 114,445 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

(福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県摩耶郡西合津町大字野沢まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県河沼郡会津坂下町大字坂本 から
福島県摩耶郡西合津町大字野沢 まで

(ロ) 延 長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本 から 福島県摩耶郡西合津町大字野沢 まで	80	11.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字 坂本 から 福島県摩耶郡西合津町大字野沢 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル(土工部)

3.00 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

7,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 3年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,212百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,808百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

(新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から
新潟県阿賀野市新保 まで

(ロ) 延 長 14.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から 新潟県阿賀野市新保 まで	80	14.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から 新潟県阿賀野市新保 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル(土工部)

3.00 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

30,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 3年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38,354 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 36,627 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市大字坪田 から
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市大字坪田 から 福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで	100	8.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬市大字坪田 から 福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.0	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.0	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル(土工部)

4.50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

22,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 3年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29,021 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,728 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

(宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 から 宮城県富谷市穀田 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル(土工部)

4.50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

19,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 3年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25,001 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23,885 百万円)(消費税込み)

別紙 1 - 2 1 7 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(笠間PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県笠間市上加賀田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道笠間PAスマートIC線	茨城県笠間市上加賀田	立体接続	笠間PAスマートインターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,549 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,142 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	50,385百万円
H 2 3	34,989百万円
H 2 4	33,071百万円
H 2 5	41,256百万円
H 2 6	68,784百万円
H 2 7	95,856百万円
H 2 8	88,927百万円
H 2 9	99,841百万円
H 3 0	103,997百万円
R 1	133,660百万円
R 2	165,759百万円
R 3	228,687百万円
R 4	104,730百万円
R 5	156,026百万円
R 6	137,292百万円
R 7	81,586百万円
R 8	167,296百万円
R 9	51,876百万円
R 1 0	51,995百万円
R 1 1	52,304百万円
R 1 2	192,252百万円
R 1 3	54,423百万円
R 1 4	54,905百万円
R 1 5	53,899百万円
R 1 6	54,885百万円
R 1 7	54,386百万円
R 1 8	55,183百万円
R 1 9	55,489百万円
R 2 0	54,626百万円
R 2 1	54,471百万円
R 2 2	54,477百万円
R 2 3	54,459百万円
R 2 4	54,869百万円
R 2 5	54,803百万円
R 2 6	53,951百万円
R 2 7	53,243百万円
R 2 8	53,221百万円
R 2 9	53,157百万円
R 3 0	54,088百万円
R 3 1	52,807百万円
R 3 2	53,242百万円
R 3 3	53,877百万円
R 3 4	53,877百万円
R 3 5	53,877百万円
R 3 6	53,877百万円
R 3 7	53,877百万円
R 3 8	53,357百万円
R 3 9	53,357百万円
R 4 0	53,357百万円
R 4 1	53,357百万円
R 4 2	53,357百万円
R 4 3	54,049百万円
R 4 4	54,049百万円
R 4 5	15,337百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	9百万円
H27	214百万円
H28	671百万円
H29	1,492百万円
H30	2,590百万円
R1	903百万円
R2	1,134百万円
R3	2,134百万円
R4	7,452百万円
R5	3,813百万円
R6	2,358百万円
R7	2,611百万円
R8	2,814百万円
R9	0百万円
R10	0百万円
R11	0百万円
R12	0百万円
R13	0百万円
R14	0百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(551,875百万円) 551,875百万円	(63,667百万円) 47,550百万円	(379,925百万円) 391,645百万円	(127,702百万円) 111,107百万円	(252,223百万円) 280,538百万円
H 1 9	(559,192百万円) 558,180百万円	(67,965百万円) 51,619百万円	(405,577百万円) 425,162百万円	(136,324百万円) 120,616百万円	(269,253百万円) 304,546百万円
H 2 0	(555,373百万円) 522,469百万円	(68,941百万円) 49,115百万円	(411,402百万円) 404,532百万円	(138,282百万円) 114,763百万円	(273,120百万円) 289,769百万円
H 2 1	(449,377百万円) 420,422百万円	(55,670百万円) 39,424百万円	(332,204百万円) 324,717百万円	(111,662百万円) 92,120百万円	(220,542百万円) 232,597百万円
H 2 2	(447,103百万円) 414,736百万円	(54,937百万円) 34,125百万円	(327,833百万円) 281,068百万円	(110,193百万円) 79,737百万円	(217,640百万円) 201,331百万円
H 2 3	(436,821百万円) 400,681百万円	(39,902百万円) 36,286百万円	(328,653百万円) 298,870百万円	(93,237百万円) 84,788百万円	(235,416百万円) 214,082百万円
H 2 4	(429,007百万円) 471,361百万円	(38,674百万円) 42,912百万円	(318,541百万円) 353,445百万円	(90,368百万円) 100,270百万円	(228,173百万円) 253,175百万円
H 2 5	(430,686百万円) 484,935百万円	(32,447百万円) 41,206百万円	(267,253百万円) 339,394百万円	(75,818百万円) 96,284百万円	(191,435百万円) 243,110百万円
H 2 6	(516,202百万円) 605,006百万円	(38,687百万円) 50,781百万円	(318,649百万円) 418,260百万円	(90,399百万円) 118,658百万円	(228,250百万円) 299,602百万円
H 2 7	(518,644百万円) 628,371百万円	(39,437百万円) 53,140百万円	(324,824百万円) 437,691百万円	(92,151百万円) 124,170百万円	(232,673百万円) 313,521百万円
H 2 8	(566,074百万円) 626,183百万円	(40,169百万円) 53,492百万円	(330,850百万円) 440,591百万円	(93,860百万円) 124,993百万円	(236,990百万円) 315,598百万円
H 2 9	(596,278百万円) 649,995百万円	(35,238百万円) 54,109百万円	(290,238百万円) 445,668百万円	(82,339百万円) 126,433百万円	(207,899百万円) 319,235百万円
H 3 0	(604,439百万円) 670,878百万円	(29,639百万円) 54,693百万円	(244,123百万円) 450,479百万円	(69,256百万円) 127,798百万円	(174,867百万円) 322,681百万円
R 1	(605,167百万円) 667,503百万円	(22,480百万円) 50,960百万円	(185,160百万円) 419,734百万円	(52,529百万円) 119,076百万円	(132,631百万円) 300,658百万円
R 2	(609,161百万円) 529,031百万円	(33,421百万円) 34,704百万円	(275,272百万円) 285,843百万円	(78,093百万円) 81,092百万円	(197,179百万円) 204,751百万円
R 3	529,788百万円	25,614百万円	210,966百万円	59,850百万円	151,116百万円
R 4	568,500百万円	38,711百万円	318,847百万円	90,455百万円	228,392百万円
R 5	568,756百万円	35,747百万円	294,427百万円	83,527百万円	210,900百万円
R 6	579,940百万円	33,453百万円	275,536百万円	78,168百万円	197,368百万円
R 7	583,498百万円	36,646百万円	301,839百万円	85,630百万円	216,209百万円
R 8	593,617百万円	23,660百万円	194,879百万円	55,286百万円	139,593百万円
R 9	599,958百万円	43,137百万円	355,301百万円	100,797百万円	254,504百万円
R 1 0	599,857百万円	40,265百万円	331,647百万円	94,086百万円	237,561百万円
R 1 1	601,828百万円	14,010百万円	115,389百万円	32,735百万円	82,654百万円
R 1 2	601,646百万円	40,883百万円	336,732百万円	95,529百万円	241,203百万円
R 1 3	600,352百万円	54,544百万円	449,249百万円	127,449百万円	321,800百万円
R 1 4	595,834百万円	54,043百万円	445,129百万円	126,280百万円	318,849百万円
R 1 5	589,641百万円	53,524百万円	440,854百万円	125,068百万円	315,786百万円
R 1 6	581,151百万円	52,576百万円	433,044百万円	122,852百万円	310,192百万円
R 1 7	573,878百万円	51,899百万円	427,464百万円	121,269百万円	306,195百万円
R 1 8	564,341百万円	50,865百万円	418,947百万円	118,853百万円	300,094百万円
R 1 9	556,013百万円	50,001百万円	411,831百万円	116,834百万円	294,997百万円
R 2 0	547,735百万円	49,259百万円	405,721百万円	115,101百万円	290,620百万円
R 2 1	541,340百万円	48,634百万円	400,577百万円	113,641百万円	286,936百万円
R 2 2	530,111百万円	47,510百万円	391,319百万円	111,015百万円	280,304百万円
R 2 3	522,810百万円	46,782百万円	385,317百万円	109,312百万円	276,005百万円
R 2 4	514,560百万円	45,915百万円	378,182百万円	107,288百万円	270,894百万円
R 2 5	508,094百万円	45,275百万円	372,906百万円	105,791百万円	267,115百万円
R 2 6	497,964百万円	44,346百万円	365,260百万円	103,622百万円	261,638百万円
R 2 7	488,645百万円	43,485百万円	358,165百万円	101,609百万円	256,556百万円
R 2 8	481,307百万円	42,753百万円	352,136百万円	99,899百万円	252,237百万円
R 2 9	474,781百万円	42,106百万円	346,810百万円	98,388百万円	248,422百万円
R 3 0	464,731百万円	41,008百万円	337,761百万円	95,821百万円	241,940百万円
R 3 1	456,460百万円	40,308百万円	331,999百万円	94,186百万円	237,813百万円
R 3 2	447,122百万円	39,331百万円	323,947百万円	91,902百万円	232,045百万円
R 3 3	441,992百万円	38,754百万円	319,196百万円	90,554百万円	228,642百万円
R 3 4	432,042百万円	37,758百万円	310,996百万円	88,228百万円	222,768百万円
R 3 5	423,667百万円	36,920百万円	304,094百万円	86,270百万円	217,824百万円
R 3 6	415,738百万円	36,127百万円	297,559百万円	84,416百万円	213,143百万円
R 3 7	408,102百万円	35,363百万円	291,267百万円	82,631百万円	208,636百万円
R 3 8	399,524百万円	34,557百万円	284,627百万円	80,747百万円	203,880百万円
R 3 9	391,349百万円	33,739百万円	277,890百万円	78,836百万円	199,054百万円
R 4 0	382,982百万円	32,902百万円	270,995百万円	76,880百万円	194,115百万円
R 4 1	376,724百万円	32,275百万円	265,837百万円	75,416百万円	190,421百万円
R 4 2	365,912百万円	31,194百万円	256,928百万円	72,889百万円	184,039百万円
R 4 3	358,465百万円	30,379百万円	250,220百万円	70,986百万円	179,234百万円
R 4 4	350,220百万円	29,554百万円	243,425百万円	69,058百万円	174,367百万円
R 4 5	48,166百万円	3,245百万円	26,729百万円	7,583百万円	19,146百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

別紙 7

(協定第10条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 582,686百万円
H 2 3	(607,061百万円) 564,850百万円
H 2 4	(604,468百万円) 652,866百万円
H 2 5	(607,533百万円) 667,857百万円
H 2 6	(700,369百万円) 796,177百万円
H 2 7	(710,760百万円) 827,595百万円
H 2 8	(778,089百万円) 845,979百万円
H 2 9	(800,738百万円) 862,463百万円
H 3 0	(811,935百万円) 886,493百万円
R 1	(822,438百万円) 892,998百万円
R 2	(839,113百万円) 750,592百万円
R 3	770,368百万円
R 4	786,463百万円
R 5	787,497百万円
R 6	795,885百万円
R 7	802,076百万円
R 8	811,967百万円
R 9	817,673百万円
R 1 0	816,722百万円
R 1 1	817,912百万円
R 1 2	820,230百万円
R 1 3	820,939百万円
R 1 4	815,656百万円
R 1 5	808,632百万円
R 1 6	799,976百万円
R 1 7	793,473百万円
R 1 8	782,661百万円
R 1 9	774,004百万円
R 2 0	765,342百万円
R 2 1	758,746百万円
R 2 2	748,029百万円
R 2 3	739,373百万円
R 2 4	730,718百万円
R 2 5	724,025百万円
R 2 6	713,402百万円
R 2 7	704,746百万円
R 2 8	696,086百万円
R 2 9	689,301百万円
R 3 0	678,773百万円
R 3 1	670,114百万円
R 3 2	661,460百万円
R 3 3	654,991百万円
R 3 4	644,970百万円
R 3 5	636,727百万円
R 3 6	628,483百万円
R 3 7	621,923百万円
R 3 8	611,995百万円
R 3 9	603,750百万円
R 4 0	595,508百万円
R 4 1	588,857百万円
R 4 2	579,019百万円
R 4 3	570,774百万円
R 4 4	562,529百万円
R 4 5	157,890百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙8中、1.(2)⑥イを次のとおり改める。

休日、1月2日及び1月3日（ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）に高速国道又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行する（大都市近郊区間のみ通行又は区間料金制区間の通行を除く。）ETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

別紙8中、2.のうち、「令和45年10月2日まで」を「令和45年7月13日まで」に改める。

別紙8中、別添3のうち

「

	友部
笠間西	9.1

」を

「

	笠間PA	友部
笠間西	スマート	1.8
	7.3	9.1

」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年7月21日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 渡 邊 大 樹

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 小 畠 徹